

山鹿市簡易専用水道取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する簡易専用水道の適正な管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 この要領の対象となる簡易専用水道は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内にある水道事業の用に供する水道を水源とすること。
- (2) 受水槽（水の供給を受けるために設ける水槽をいう。以下同じ。）の有効容量（適正に利用可能な容量であって、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。以下同じ。）が10立方メートルを超えること。この場合において、2槽以上の受水槽が給水管により相互に連結されているときは、各槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えることとする。
- (3) 事業用、消防用等で飲用に供されないものでないこと。
- (4) 船舶、航空機等に設置するものでないこと。

(届出)

第3 簡易専用水道の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 簡易専用水道を設置したとき 簡易専用水道設置届（様式第1号）
- (2) (1)の規定により届け出た内容を変更したとき 簡易専用水道設置届出事項変更届出書（様式第2号）
- (3) 簡易専用水道を休止し、又は廃止したとき 簡易専用水道休（廃）止届出書（様式第3号）

(届け出の受理)

第4 市長は、第3の規定による届け出があったときは、書類を確認し、必要に応じ、現地の調査又は関係書類の提出を求めることができる。

(施設の管理)

第5 簡易専用水道の設置者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受水槽その他の水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。この場合において、消防用と共用している水槽にあっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡すること。
- (2) 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないよう毎月1回、及び地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは随時に、水槽の点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に注意し、異常があると認められるときは、水質検査を実施し、必要な措置を講ずること。
- (4) 給水栓における遊離残留塩素を必要に応じ測定し、その測定値を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上に保持するよう努めること。
- (5) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者等に周知徹底させること。

(6) 前各号の管理状況を記録する帳簿を備え、保存すること。

(7) 簡易専用水道の設置者が当該簡易専用水道の管理を行わない場合は、その管理を担当させる者（以下「管理者」という。）を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

（検査）

第6 水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、当該簡易専用水道の設置者又は第5の(7)の規定により選任した管理者の立会いの下に行うものとする。

（検査後の措置）

第7 簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2第2項の厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「検査者」という。）から検査済みを証する書類の交付を受けたときは、その写しを速やかに市長に送付するものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、検査者から簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）第7の3の規定による助言があったときは、直ちに市長にその旨を報告するものとする。

（改善の指導等）

第8 市長は、第7の2の規定による報告があったときは、立入検査を実施し、当該報告をした簡易専用水道の設置者に対して簡易専用水道維持管理指導票（様式第4号）により改善を指導するものとする。

2 水道法第48条の2の規定により読み替えて準用する同法第36条第3項の規定による指示は、様式第5号により行うものとする。

3 水道法第48条の2の規定により読み替えて準用する同法第37条の規定による命令は、様式第6号により行うものとする。この場合において、給水を停止することを命ずる簡易専用水道が消防用と共用している場合は、あらかじめ所轄消防機関に連絡することとする。

（その他）

第9 簡易専用水道が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定が適用される建築物等に設置されている場合は、同法の規定を優先するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。